

第5回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H 2 0 . 1 . 2 5

13:00～

於：201委員会室

出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、中川正美委員、末松則子委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員、今井智広委員

(欠席：小林正人委員)

農水商工部：大森副部長兼経営企画分野総括室長、望田農水産物供給分野総括室長、加藤農水商工企画室長、服部農水産物安全室長 等

健康福祉部：庄司健康・安全分野総括室長、福田健康福祉企画室長 大市薬務食品室長、寺井健康危機管理室長 等

事務局：内藤企画法務課長、大森政策法務監、畑中主幹、早川主事、水谷主事

日沖座長 第5回の食の安全・安心の確保に関する条例検討会を開会いたします。

第5回目の検討会となりましたが、前回私どもから提出いたしました条例の骨子案につきまして、引き続き、ご検討をいただきます。

本日は、執行部からのご出席をいただいておりますので、まず、骨子案に対する執行部のご意見をお聴きし、その後で、前回と同様、委員の皆様からのご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、執行部のご意見を聴きたいと思いますが、私どもの骨子案には、一定の場合における農林水産物の出荷・販売の禁止、それに関連しての立入調査権限や措置勧告といった事項、また、食品等についての事業者が自主回収を行う場合に知事への報告を義務付ける規定などを盛り込んでおりますので、最初、これらについて、条例制定後には、それを執行する立場からのご意見をお聞かせ下さい。まず、出荷・販売の禁止について、どうぞ。

大森副部長 まず私から規制条項を含む条例全般について意見を申し上げて、続いてその後に事業総括室長から出荷販売の規制等に係る意見を申し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。まず、条例全般に関わる意見といたしまして、要望としてお願いしたいことが二点ございます。条例には厳しい規制内容が入っています。そのため、事前に規制の対象となる事業者をはじめ県民の皆様のご意見を十分お聴きいただきますようお願いいたします。

二点目でございます。規制条項を実際に運用します立場から、関係者に十分周知を図る必要がございます。そのため、条例の施行までに十分な準備の期間をお願いしたいと思っております。今回の条例が議員提案条例初の規制条項を含む条例という点から、意見を申し上げさせていただきました。

望田総括室長 私からは、立入調査及び勧告措置への意見について申し上げたいと思います。立入調査でございますが、やはり強力な権限でございますので、他県の条例にも規定しております、検査員証の携帯、提示、権限の解釈についての規定を加えていただくことが妥当ではないかと考えます。

次に、立入調査に関する忌避が行われた場合がございますが、すぐ公表するのではなくて、公表の影響が相当ありますので、影響の大きさを考慮いたしまして、勧告してから公表するという措置にさせていただくことが適当かと考えています。従いまして、勧告の公表につきましては、5(3)に規定されていますので、4(2)の公表については削除しますとともに、勧告ができる場合を想定いたしまして、勧告の(1)の において、立入調査を忌避した場合を含めて、関係を整理していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

庄司総括室長 食品衛生法を所管する健康福祉部からも少し意見を出させていただきます。出荷販売の禁止についてということですが、食品衛生法第11条第2項第3項の規定に違反となった農林水産物について販売が行われないよう従来から適切に事業者に対する指導を行ってきております。特に生産者に対しましては、農水商工部が出荷自粛等、要請などに基きましてこれまで適正に対応されてきております。今回の条例案では、基準に違反ということだけではなくて、疑いというものまで出荷販売の禁止という規制がかかることとなります。現在、ポジティブリスト制度ということで、農薬等に関する基準、規制に関しましては、まだまだ確定していないと言いますが、0.01ppm という暫定基準でやっている仕組みがございます。例えば、これは毎日食べるお米については、0.2ppm という基準でなされているものが、それ以外の食品に関しては0.01ppm という、更に5倍厳しい基準値の設定となっております。例えば、0.01ppm といいますが、10m四方の深さ1mの水槽の中に1グラムというのが0.01ppm ということになります。1ppm というのが1m四方の枘の中に1グラムですので、0.01ppm というのは、非常に厳しい基準値となっております。そういった面から、生産者、規制を受ける生産者側にとっては、本来規制が高くあるべきものと、低くあるべきものという色々な意味で混乱等が可能性としてありますので、十分にご意見等の聴取をされればいかがかと、いわゆる慎重な対応が必要だと思います。

日沖座長 では、次に、自主回収の報告についてですが、如何でしょうか。

庄司総括室長 自主回収につきましては、本来、事業者が自ら判断して回収することですので、行政の命令等によるよりも迅速かつ積極的に対応できることから、非常に有効な手段であると思いますし、今回の条例案で事業者の自主回収という取組が積極的に推進される、あるいは、情報提供によって健康被害が未然に防止されるという意味に関しましては大いに期待するところです。今回の自主回収の報告に関して、3点程検討していただければというところの意見を申し上げます。

一点目は、自主回収の1項のところですが、食品衛生法の規定に違反したものですべてが該当するという点ですが、私どもとしては、健康被害のないものについては、他県と同様に除外をしていただきたいと思います。食品衛生法違反とは、健康被害を実際に起こしたりでありますとか、規格基準が設定されているにもかかわらずその基準が合わないとか、表示違反等の違反がございますが、その中でも健康被害が無いというものに関しては、この規定で自主回収の報告ということにつきましては、事業者にとってはかなりの負担になる部分がございますので、そういうところを私どもとしては懸念をしております。例えば、表示の中でも、消費期限でありますとか、アレルギーの物質を忘れたとか、健康被害につながるようなものに関しては、当然、回収がありますが、これらについては積極的に危害を防止していくという意味では報告をいただいて情報提供をしていくという意味では非常に有効な手段と思いますが、それ以外の例えば名称が違っていたとか、少し地番が違っていたとか、こういう軽微なものまで自主回収をして、公表していくというか報告をしていただくのは少し事業者にとっても負担がありますし、それが回収をすると報告しなければいけないとなりますと、回収そのものを控えるとか、そういう形にもつながりはしないかと思っております。

二点目ですが、3項の規定ですが、1項の1号、2号に関しましては、健康被害という形でやっていただければなと考えています。それから、3項に書いてございます、県内業者であっても、県内に流通していない場合は対象外とする規定がございますが、これは私ども都道府県と色々なやり取りをしますが、三重県内に流通していなければ、除外するということでありますと、やはり県外はいいのかという形になりますので、やはり県内の事業者が県外から回収する場合も広く報告していただいて、情報提供していくのが良からうかなと思えます。

三点目ですが、自主回収に基づく公表ということですが、非常に公表は罰則的な意味合いといえますが、実際に食品衛生法の処分よりも厳しいという場合もありますので、自主回収そのものが抑制することにつながっては困りますので、例えば、徳島、大分のような回収の情報を県民に提供するという、積極的に事業者が回収をして報告をしていただくことによって、県民がさらにその情報に基づいてより安全なものを入手する機会に資していくといえますが、推進していくような形でやっていただければなと思えます。以上でございます。

日沖座長 骨子案のその他の全体の部分については、何かございますか。

大森副部長 私の方から二点意見を申し上げたいと思います。一点目は非常に形式的な話で、規制条項の条文の配置の順番でございます。の安全・安心の確保に関する措置でございますが、1の出荷販売の禁止の規定は、4の立入調査と5の措置勧告と一連の条文になっておることとして、条文の順番を入れ替えて、2自主回収の実施、3回収にかかる指導・公表等を先にして、1の出荷販売の禁止、4の立入調査、5の措置勧告という構成としていただくと、条文の構成上、規制の軽重からしても、大変非常に分かりやすくなると形式的な話で恐縮でございます。

次に二点目ですが、基本的施策の二「相互理解、連携協働の促進等」の「3 施策の提案」、「4 危害情報の申出」の条文についてでございます。これについては、他県にもございますが、申出及び提案についてはあくまでも公益を図るための制度であるということで、このため、濫用は禁止する旨の文言を加えていただければと思っております。以上でございます。

日沖座長 健康福祉部はありませんか。それでは、只今いただきました意見については、今後の協議の中で受け止めさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。この機会に今執行部からいただいた意見につきまして、これから協議させていただく側の検討会といたしまして、委員から確認なり質問なり如何ですが。

真弓委員 基本的施策の中に体制等がありますが、監視指導体制の強化という形でこの骨子案に書かせていただいて、県の取組みたいなものを書いているわけですが、この条例ができた時の県の体制をどのようにしていくべきだと考えていますか。

大森副部長 組織等の話ですが、今組織改正について検討をさせていただいております、なかなか申し上げにくいのですが、監視指導の強化体制をとりたいと考えているところです。

真弓委員 今のご返事だと条例がこの形で通ったときでも、執行部としては十分な体制がとれるということでもいいですね。

大森副部長 そうでございます。

舟橋委員 2(3)の除外をなくせという話ですが、県外業者が県外に売っているケースと、県内業者が県外で売って県内に販売されていないケースでは、後者はまだ県内業者ですから、こういう条例があって報告をせないかんとか、回収をせないかんと認知はされると思うのですが、前者の、県外業者が県外でものを売っていて三重県内で流通していない状況は、これを周知徹底することは不可能だろうと思いますし、行政的にも対応しきれないと思います。除外を外したら、それも対象になってくるとは思いますが、それはどう考えていますか。

庄司総括室長 県として申し上げたのは、県内の生産者、製造者で県内に出荷しているのではなくて県外に出荷している方について、それは対象としていただきたいと、そういう意見を申し出たところです。

舟橋委員 確認ですが、県外業者が県外に売っているケースは対象外で、あくまで県内業者が県外に売っていて県内に流通していないケースも対象にすべきだという判断ですね。それと延長線上でもう一つは、これは条例になじむと思いませんか。

私はどちらかと言えば規則で処理したらいいと思いますが、どうでしょうか。やはり条例で謳っておいた方がいいと思いますか。

庄司総括室長 法の規制の技術的な問題だと思いますので、私どもよりもむしろ法務の方でご確認いただければなと思います。

舟橋委員 2(1)の「食品衛生法の規定に違反し」という表現になっていますが、先程JAS法を含めた意見が出ていたと思いますが、例えば、今回の事件はJAS法にもからんできた問題があると思います。そうした際に、先程それを前提にした発言もあったのですが、軽微なものまで取られては困るということですが、「食品衛生法及び重大なJAS法に違反し」という条項を入れたときに何か支障は出ますか。

望田総括室長 一般論になりますけれども、仰ったように基本的にJAS法は様々な違反があります。簡単な軽易なものから、今回の非常に重たいものまで様々あります。明らかに故意でそういう偽装をした場合はそれなりの対応が必要だと思います。そういう意味でJAS法そのものが、そういう違反事実を確認した場合、その行為の悪質性や社会的影響を見て、重大な違反をするものについては指示、公表を行っているというのがJAS法の考え方です。それは公表することそのものが、社会的制裁を加える、一定のダメージを与えるということから、そういう対応になっています。しかしながら、JAS法違反の疑いがあるものについての条文を全て入れることについては、先程庄司総括室長が言いましたように、事業者のミスを認めて自主的な回収をする意思を阻害することにもなりますので、全てを入れるということについては如何なものかと考えますが、重大なものをどう判断するかについては確かに一定の考え方はしてもいいのかなと思います。

中村委員 -1の出荷販売の禁止で、食品衛生法第11条第2項、第3項で、出荷販売の禁止を謳っていますが、これ以外に食品衛生法上第6条関係だとかいくつかあると思うのだけでも、今回これに農薬と動物用医薬品に限ってこの条例で挙げていることについてご意見を伺いたいと思います。

望田総括室長 農薬取締法等で出荷規制そのものが強制的には無いため、そういう意味においては、生産者に対して一定の出荷に対する規制をかけることはそれなりに意味があると思います。薬事法の動物用医薬品についても、健康に害があるという前提になりますが、そういう考え方にあると思います。

中村委員 それはそういう意味でここに隙間があるので、出荷の禁止を挙げたというふうに思っているのですが、他の第6条の関係、腐敗や毒など健康に危害を及ぼす部分でそこには出荷の禁止は何も入っていないと思うのですが、その辺りはどうですか。

庄司総括室長 食品衛生法の体系ですが、食品による健康被害を防止するという観点から、その罪の重さと言いますか、処分の重さから言いますと、第6条という健康被害を直接起こすような恐れのあるもの、有毒なものでありますという規定と、この第11条というのは、それらをクリアしてなおかつより安全なものという意味で食品に個々に残留基準であったり色々な基準を定めております。第6条ということになりますと、もっと直接的な部分を規定することになりますので、それよりももっと前のより安全な分野で規制されるという、この第11条の方がはるかに分かりやすいし、科学的根拠もはっきりしているので、その方がいいのかなと思います。

中村委員 分かりました。

今井委員 先程、庄司総括室長から、自主回収の報告については、私も意見が一緒なので、県内で作られて県外でしか売られていないものについては、聞かせてもらって納得させてもらいました。それから、基本的施策の二四の危害情報の申出ですが、こういった食の安全・安心に一番敏感だろうと思われる県民からの申出があった場合に、申出していただいた方の保護に関しては現在、県としてはどういった取組、考えを持っておるのか聞かせてもらいたいのですが。

庄司総括室長 健康に危害を及ぼし又は及ぼす恐れのある食品、そういう通報は、前回の連合審査会の中でも、伊勢の管内だけでも年間80件程度あるという形で、これにつきましては食中毒の可能性とか、そういった面から個別に事業者に対応しますし、その時には個人情報完全に守られるような形でやっております。この面につきましては、ルールといいますか、マニュアル、手順書がしっかり整備されておりますので、それに基づいてやっていくということであります。

真弓委員 確認しておきたいのですが、この骨子案の中で、今回の赤福の事象なんか、例えばJAS法などはこの条例に入っていないので、その部分では赤福の問題が出てこないだろうと思います。例えば今回の赤福の事例などを具体的にこの条例で当てはめると、どういうところで赤福のことなどをちゃんと指導するようなことができるかとお考えでしょうか。JAS法の表示が発端で冷凍の巻き直しとかありましたが、我々が考えた骨子案のどこでできるのか。それともこの骨子案ではそれには及ばないのかなと、私自身少し気がしていますので、どちらかという素材みたいなものに重きを置いた骨子案になっていると思いますので、製造の年月日がどうか、冷凍期間がどうか、出来立てはややはやでということに対して、骨子案ではどういうふうにそれがおかしいやないかと、実際に執行する側としてはどう使えるかとお考えですか。

大森副部長 規定の中で特に赤福をどうかということはないと思いますが、基本的には、総則等の中で食品関連事業者の責務の規定もありますし、県の監視指導体制の強化など色々な規定がありまして、総合的な中で、全体のトーンとして、そ

ういった赤福等への不祥事件に対しても十分といえるか分かりませんが、一定の県としての姿勢も示せて、業者に対するアナウンスもあって、結果的にはそういう事象も減らせるだろうと、総合的な判断ですが個人的には思います。

真弓委員 ちょっと分かりにくいので、僕ら自身も骨子案の中でそこを詰めていかないと骨子案がばったものになってしまう恐れがあるし、先程、県の体制について、お聞きしたのもそういう意味から、どうこの骨子案を使いこなしていただけるのかなと心配で聞かせてもらいました。もっと僕ら自身の検討が必要だなと思いました。

奥野委員 先程、副部長が の順番を2、3、1、4、5にと言ったことについて、自主回収を頭に持ってきて、それから出荷販売の禁止ということですよ、どういう理由で順番を。

大森副部長 形式的な話ですが、順番として、回収及び回収に係る指導が一つの流れの中であり、その後に出荷販売の禁止の規定をもっていった方が、規則の規定の順番からも分かりやすくなると思います。まず、回収があって、それを受けた回収に係る指導があり、その後に出荷販売の禁止の規定があって、それを受けて立入調査を行うという条文の流れになっていますので、そうした方が読まれる方にも分かりやすいと思います。

奥野委員 分かりやすいと。他の県なんかは、もっと簡単な条例もあるし、結構厳しい条例もあるし、全体的にこの条例は今の点も含めて、骨子案はどういうふうに考えてみえますか。

加藤室長 全体の規制条項の部分の重さは、現在約20ある他県の条例の規制条項のフルラインアップに近いので、そういう意味でかなり厳しいものがあると思います。ただ罰則だけがないですねということかと思えます。それから、順番の入れ替えの部分は、文言を読ませていただくと、 - 1の出荷販売の禁止の後に自主回収の報告があるのですが、 - 4立入調査を見ていただきますと、書き出しが「知事は、食品関連事業者が - 1の規定に違反して」ということで、先程の - 1の出荷販売の禁止のところを受けておりますので、ここは、今の の1と4と5が一連の関係になっておりますので、そこは引っ付けてもらったほうがいいのではないかと。規制の重さとしては出荷販売の禁止の方が重いですから、そこを後にして、自主回収の報告を前にもってきていただければということで配置順をお願いさせていただいたということです。

奥野委員 他県のを少し見てもわかりませんが、他県なんかもそういう感じなのですか。

加藤室長 私どもの感覚としては、若干三重県らしさの工夫の部分もありますので、

そこは議会事務局の法令の方で。

日沖座長 私からも意見を少し申し上げますと、実際に条例が施行となりますと行政運営の中で対応していただく執行部からの意見ということで十分に精査、反映させていただきたいと考えておりますが、特に今回は規制部分の出荷販売の禁止、自主回収の報告の点について意見をいただきました。その中で、出荷販売の禁止についても基準等をもう少し細部まで検討したほうがいいのではないかと、自主回収についても健康被害が明らかに無いであろう場合までについてまで規制するのはどうか、除外してはどうかとの細部についての意見もいただきましたので、他県でも細部について条例の規則で色々選別をされているところも見受けられますので、今の特に規制部分について真摯に受け止めて進めていきたいと思っておりますので引き続きご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、執行部からの意見の聴き取りは、ここまでとさせていただきます、これからは、委員各位のご意見を引き続き伺いたいと存じます。議会事務局に確認いたしますが、委員の意見を書面でいただいているのは二人ですか。

事務局（大森政策法務監） 前回提出がございました舟橋委員と今井委員からいただいております、本日新規にはいただいております。

日沖座長 それでは前回お願いしました書面を事前に意見を提出されておりますのが舟橋委員と今井委員ですので、前回ご意見をいただいておりますが、改めて補足していただくことがございましたら、ご意見をいただきたい。

舟橋委員 前回も申し上げたとおり、目的が食品の安全性及び信頼性という安全・安心で謳ってきた条例でありますけれども、全体的なトーンとしては食品衛生法や農薬など数字で測れる安全という面で通されているとどうしても受けられます。それで、数字で表しにくい安心、信頼性という面がなかなか規制で条例に表しにくいのは分かった上ですが、もう少し安心、信頼性という面が何らかの形で表記できないかと思ひ、意見にさせていただきました。ここまで条文をつくっていただいておりますので、具体的には例えば基本理念のところにもう少し信頼性を高めるといような文言を一項入れていただけたらと具体的に提案させていただきます。質問でも使わせていただきましたが、例えば自主回収の報告の中に食品衛生法だけの規定だけではなく J A S 法の重大な違反というような表現を入れたら、少しは信頼性というものの担保になるのではないかと思いますので、意見を述べさせていただきます。

今井委員 先程二つとも言わせていただきましたので、特に一点目、申出をしやすい状況をつくるのが大事ですので、申出者の保護という文言を入れた方がいいと考えました。ただ、上位法との整合性も必要だと思いますので、そこはまだ勉強不足といえますか、関係性は分かっておりません。

二つ目については、先程庄司総括室長からお話いただきましたが、三重県の県



民の食の安全・安心とともに、三重県で生産されたものの食の安全・安心という信用という意味でも、先程総括室長が言われた、県内で作られた食品が県内に流通していないけれども県外でというものについては 自主回収の報告を入れた方がいいのではないかとのお話をいただきましたので、私もそのように考えています。

日沖座長 只今、事前に文書で意見をいただきました委員の補足をご説明いただきましたが、ほかに文書をいただいていませんが、この際に発言いただくべきことがございましたら、受け付けます。

藤田委員 食の安全・安心の条例を考えたときに、食という部分の位置付けをもう少し入れていただけないかと思えます。特に、基本理念の中に、安全・安心な食物を供給していくんですよという、行政、県としての意思を理念の中に入れていただけないかと思えます。生産及び供給そういう安全・安心なものを供給していく体制を県として、やっていくと、それによって県民の健康を守っていくというようなことをもう少し明確に出していただきたいなと思えます。赤福という問題があって、どうしても規制の側面が強くなっておりますけども、やはり食という面を行政が責任を持っていくんだという意味を出していけるような条例にしたいと思えます。

末松委員 信頼性の部分は舟橋委員が言っていたとおりで、私も信頼性の部分をもう少し入れていただくことに対して目的、前文なりを付け加える中で発揮していただきたいと思えます。

それから、食育のところですが、この条文の中に、学校、家庭、職域と学校を先に書いていただけていますが、家庭教育というのが食育では大事ですので、この辺の文言を後から議論をしていただけたらと思えます。食育についても家庭、地域が食育の基本と思っておりますので、議論をさせていただければと思えます。

奥野委員 三重県の食の安全・安心確保基本方針というのがありますが、舟橋委員、末松委員、真弓委員の方でも仰られたのですが、前文の中に、今回赤福問題が一つのきっかけになっているので、赤福と露骨には言えないとしたところで、他の県では前文が入っているところと入っていないところがありますので、前文に、この食の安全の基本方針をベースに入れていただいたら、今回議員提案の条例としては魂が入るんじゃないかと思えます。なかなかうまく考えられずに意見が出せませんでした、入れていただけるといいと思えます。高知県などは、その県なりのことが書かれていますので、三重県らしさも出していただければと思えます。露骨に改めて言わずに、このことがきっかけでこういう条文化がされたということが分かればいいと思えます。

真弓委員 先程も話しましたが、今回の一連の事件の中で特に特徴的なのが冷凍に対する信頼性の問題だと思います。特定の業者が今度問題の発端になったことに

についてお聞きをしたのですが、もう一つは、食のブランド化、ある意味では直言すると誇大広告、その日のうちにその日のものという感じのところで冷凍を使ったということがあると思います。吉兆などはもっとひどいわけですが、食のブランド化の中で誇大広告まがいのことが行われている、ある意味では特定の業者では食文化というものをうまく利用したというか、和とか、おもてなしという言葉の中でブランド化を図って、全国展開されていく中で今回の事件が起こったと私は認識しているが、そのことが骨子案でどう規制できるのかとずっと考えていたが、よく分からないのが結論です。やはり、末松委員も言われたように、前文の中で業者の理念というものを大きく打ち出す、そして県の体制、執行部の体制の中でそれを指導していくという方法しかないのかなと今日の議論で考えて一応の結論かなと私自身では思ったのですが、以上です。

中川委員 大方はこういうことでよろしいと思いますが、私はやはり前文は必要だと思います。もう一つは、三重県には長い歴史があると思います。そういった中で先人達が築いてきた、まさしく美し国のそういったものが注入できないかなというのの一つ。もう一つは、安全・安心プラス安定というのが必要ではないかと思います。安定というものが基本にあってはじめてこの条例が生かせると思います。

日沖座長 今日は踏み込んで、また、執行部からも意見をいただきましたので、細部までお話をいただきました。ありがとうございました。それでは、現時点での意見は、これまでとさせていただきます、今日いただきました執行部の意見、それからこれまでにいただいている委員各位のご意見を踏まえまして、お許しいただけますならば、私ども正副座長において、骨子案を修正いたしたいと存じますが、如何でしょうか。(委員了承)

それでは、そのようにいたします。なお、修正が終わりましたならば、速やかに、各委員にファックス等でお送りいたします。次回には、修正案をご検討いただき、皆様のご了解を得られましたならば、それをもって、パブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見を頂戴することといたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次回は、1月30日(水)10時から検討会を開催いたします。本日は、これで終了いたします。

以上